

○越谷市スポーツ推進審議会条例

昭和 46 年 7 月 1 日

条 例 第 24 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、越谷市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備及び運営に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツの健康増進効果の調査及び研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、18 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が、市長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることは妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条の規定により新たに任命された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年7月31日までとする。

附 則(平成23年条例第16号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進委員設置条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

(越谷市スポーツ推進審議会委員に関する経過措置)

- 3 この条例の適用の際現に第2条の規定による改正前の越谷市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている越谷市スポーツ振興審議会委員は、第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定により任命された越谷市スポーツ推進審議会委員とみなす。